

## 消費税の税率の改定に伴う使用料、手数料等の改定のお知らせ

☎ 本庁舎行財政改革課 ☎ 0857-20-3164

本市では、消費税の税率の改定に伴い、一部の市有施設の使用料、手数料等の料金を4月1日から改定します。  
 ≪主な施設の使用料、手数料等の改定料金(例示)≫ ※本市ホームページで料金改定をした施設の内容を確認できます。

施設名	内 容				問い合わせ先		
市民会館	●ホール利用料金(営利目的以外で、入場料等を徴収しない場合)				文化芸術推進課 0857-20-3226		
	現 行		改 定 後				
	平 日	土・日・休日	平 日	土・日・休日			
	9:00~12:00	6,300円	7,350円	6,480円		7,560円	
	13:00~17:00	12,600円	14,700円	12,960円		15,120円	
18:00~22:00	16,800円	19,950円	17,280円	20,520円			
福部砂丘温泉 ふれあい会館 湯谷荘	●入浴料(市民)				高齢社会課 0857-20-3451		
	一般 1人1回につき	回数券(11回分)	現 行	改定後			
			350円	360円			
浜村温泉館 しかの温泉館	●温泉利用料(一般浴場)				観光コンベン ション推進課 0857-20-3227		
	一般 1人1回につき	現 行	改定後				
		420円	430円				
山紫苑	●宿泊料(基本料金:1人1泊につき)				交通政策課 0857-20-3257		
	現 行		改 定 後				
	本館	新館	本館	新館			
	大人(中学生以上)	4,120円	5,120円	4,230円		5,260円	
小学生	3,570円	4,570円	3,670円	4,700円			
自転車駐車場	●定期駐車				都市環境課 0857-20-3252		
	現 行		改 定 後				
		自転車	原動機付自転車	自転車		原動機付自転車	
	学生等	1月	1,050円	1,570円		1,080円	1,620円
		3月	2,620円	3,930円		2,700円	4,050円
	一般	1月	1,570円	2,360円		1,620円	2,430円
市営駐車場	●幸町駐車場				生涯学習課 0857-20-3362		
	普通自動車	定期駐車料金(1月)	現 行	改定後			
			7,350円	7,560円			
文化センター	●文化ホール使用料(営利目的以外で、入場料等を徴収しない場合)				生涯学習課 0857-20-3362		
	現 行		改 定 後				
	平 日	土・日・休日	平 日	土・日・休日			
	9:00~12:00	4,200円	5,250円	4,320円		5,400円	
	13:00~17:00	8,400円	9,450円	8,640円		9,720円	
18:00~22:00	11,550円	13,650円	11,880円	14,040円			

## 空き家の適正な管理をお願いします

☎ 本庁舎建築指導課 ☎ 0857-20-3281

近年、管理されず放置され老朽化した空き家が増えつつあります。そのまま放置されると近隣住民や通行人に危害を及ぼすことが懸念されます。

本市では、空き家を適正に管理していただくよう「鳥取市空き家等の適正管理に関する条例」を4月1日から施行します。

まちの景観を保ち、安全で安心な地域づくりを進めるため、空き家の適正な管理にご協力をお願いします。

※詳しくは、2月号11ページをご覧ください。

## 水道局からのお知らせ

～転入・転出時にはお早めに水道局へ届け出を～

- 次の場合、水道局へご連絡ください。
- ▷新築・転入などで、新たに水道を使用するとき
- ▷転出などで、水道の使用をやめるとき
- ▷改築や長い間留守にするなど、当分の間、水道の使用をやめるとき
- ▷使用者の名義を変更するとき

●届け出の際には、使用水量のお知らせや領収書などに記載されている、次の番号をお知らせください。

鳥取・国府地域の給水区域 「水栓番号」 7桁の数字

河原・青谷地域の給水区域 「お客様番号」 8桁の数字

☎ 鳥取・国府地域の給水区域:水道局料金課 ☎ 0857-53-7922  
 河原地域の給水区域:水道局河原営業所 ☎ 0858-76-3118  
 青谷地域の給水区域:水道局青谷営業所 ☎ 0857-85-2526

※上記給水区域以外の届け出は、第二庁舎農村整備課 ☎ 0857-20-3246 または各総合支所産業建設課まで。

## 下水道使用料金が変わります

☎ 鳥取市環境下水道部 料金のことは…下水道経営課 料金係 ☎ 0857-20-3302  
 接続のことは…下水道経営課 普及係 ☎ 0857-20-3304

鳥取市では、平成26年度から下水道使用料金と集落排水施設使用料金が変わります。

### Q1. なぜ下水道使用料金が変わるの?

A1. 下水道に係る施設を維持していくには費用がかかりますが、この費用は皆さんの使用料金でまかなわれています。

この下水道施設を、現在から将来にわたって維持し、継続可能な下水道事業を行っていくためには、下水道を使用する皆さんの受益に応じた(使用頻度等の状況を踏まえ)ご負担(使用料金)を見直す必要があります。

### Q2. 新料金のポイントは?

A2. 【ポイント①】基本料金は据え置き856円/月で、従量区分の1㎡~8㎡と101㎡~200㎡に新しく料金区分を設けます。

【ポイント②】新しい料金区分の単価はそれぞれ次の表のとおりです。

【ポイント③】消費税率が5%から8%になります。

下水道等使用料金表(新)(1ヵ月あたり 税抜き)

使用水量	現行の料金	改定後の料金
基本料金	856円	856円
1㎡から 8㎡まで	0円	6円
8㎡を超え 20㎡まで	109円	109円
20㎡を超え 30㎡まで	146円	146円
30㎡を超え 50㎡まで	161円	161円
50㎡を超え 100㎡まで	183円	183円
100㎡を超え 200㎡まで	183円	194円
200㎡を超え 500㎡まで	203円	203円
500㎡を超え 1000㎡まで	224円	224円
1000㎡を超える分	256円	256円

### Q3. 料金はいつから変わるの?

A3. 平成26年7月以降に請求させていただく使用料金(6月計量分)からの変更になります。

### Q4. どれくらい変わるの?

A4. 一般家庭で1ヵ月に使用される水量を30㎡として、料金を次のように比較しました。

●使用料金変更前

区 分	料 金	備 考
基本料金	856円	
1㎡から 8㎡まで	0円	0円
8㎡を超え20㎡まで	1,308円	109円×12㎡=1,308円
20㎡を超え30㎡まで	1,460円	146円×10㎡=1,460円
消費税(×5%)	181円	
合 計	3,805円	

●変更後

区 分	料 金	備 考
基本料金	856円	
1㎡から 8㎡まで	48円	6円×8㎡= 48円
8㎡を超え20㎡まで	1,308円	109円×12㎡=1,308円
20㎡を超え30㎡まで	1,460円	146円×10㎡=1,460円
消費税(×8%)	293円	
合 計	3,965円	

## 交通規制のおしらせならびにご協力をお願いします



2014年3月16日(日)  
 午前9時 鳥取砂丘 スタート  
 午後3時 競技終了

鳥取砂丘をスタートする新しいコースで開催する「鳥取マラソン2014」には、県内外から3,000人のランナーが参加します。大会成功のため皆さまのご協力と、沿道でのご声援をよろしくお願いいたします!!

大会開催に伴い、コース及びコース周辺において交通規制を実施いたします。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い致します。当日は路線バスの運休や遅延、宅配便などの遅配などが予想されます。

※交通規制の詳細は大会ホームページをご覧ください。

●大会に関するお問い合わせ先

日本海新聞 事業課内「鳥取マラソン実行委員会」事務局 TEL.0857-21-2885

〒680-8688 鳥取県鳥取市富田2丁目137 月~土/10:00~18:00 ※日・祝日を除く

大会ホームページ http://www.nnn.co.jp/event/marathon/ 鳥取マラソン 検索



皆さまのご理解  
ご協力  
をお願いいたします

- マラソンコースでは交通規制が実施されますので、迂回をお願いします。
- マラソンコースでの駐・停車はご遠慮ください。
- 選手の走行中は道路の横断ができません。
- 交通規制・迂回については現場警察官・警備員の指示に従ってください。

大会成功のため  
皆さまのご協力と  
ご声援を、よろしく  
お願いいたします!!